

市・県民税、所得税の申告受け付けが始まります

税の申告はお早めに！



提出期間：2月17日(月)～3月17日(月) ※土日を除く

提出場所：市役所税務課、野栄総合支所

相談会場：市民ふれあいセンター2階第3会議室、野栄総合支所1階会議室(どちらの会場でも相談できます)

日曜申告相談・受付：2月23日と3月9日 ※会場は、市民ふれあいセンターのみで、野栄総合支所では行いません。

問 銚子税務署(所得税、消費税の確定申告) ☎0479・22・1571、税務課市民税班(市・県民税の申告) ☎73・0087

市・県民税の申告

【申告が必要な人】

次の要件に当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。また、今年、市・県民税の申告が必要と思われる人には1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。なお、郵送されなかった人で市・県民税申告書が必要な人は税務課までご連絡ください。

◆平成26年1月1日現在、匝瑺市に住所があり、平成25年中に所得のあった人

◆給与所得者の場合は通常、申告する必要はありませんが、次に当てはまる人は申告が必要です。

①勤務先から匝瑺市へ給与支払報告書の提出がなかった人

②給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

◆公的年金所得者で、次に当てはまる人は申告が必要です。

①公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更または追加のある人(年金から引かれていない社会保険料の追加、医療費控除の追加、扶養の変更または追加など)

②公的年金の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人

◆無収入だった人、または非課税所得のあった人でも申告をお願いします。

平成25年中に高齢や無職などにより所得のなかった人、扶養されていた人、平成7年4月1日生まれ以前の学生の

人、または非課税所得(遺族年金、障害年金など)のあった人などは市・県民税申告書の裏面にその旨を記載の上、提出をお願いします(国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書などの発行の基礎資料になりますので、忘れずに申告してください)。

【申告をしなくてもよい人】

◆給与所得のみの人で、勤務先から匝瑺市へ給与支払報告書が提出されている人

◆平成25年分所得税の確定申告書を提出した人、または提出する人

平成26年度から市・県民税均等割税率が変わります

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの10年間、市・県民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。

○市民税 3000円↓3500円

◆申告書作成相談会等日程表

各種相談	日 程	相談時間	会 場	対 象
申告書作成相談会	2月3日(月)	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階会議室	所得税(譲渡所得者を含む)、事業税、市・県民税申告
	2月4日(火)			
税理士による無料相談会	2月4日(火)	9:30～12:00 13:00～15:30	市民ふれあいセンター2階会議室	所得300万円以下の事業者(医師、弁護士、譲渡所得者は除く)
	2月21日(金)	9:30～12:00 13:00～15:30	旭市 第二市民会館	
申告相談・受付	2月17日(月)～3月17日(月) 土・日を除く	9:00～12:00 13:00～16:00	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所提出のみ…市役所税務課、野栄総合支所	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く
日曜申告相談・受付	2月23日(日)	9:00～12:00 13:00～16:00	市民ふれあいセンター2階第3会議室	原則として譲渡所得者、消費税申告は除く(野栄総合支所では行いません)
	3月9日(日)			

※混雑時(特に午前中)は、相談の受け付けを早めに切り上げる場合があります。
※今年度は、例年行っている税務署職員の出張相談はありません。

所得税の確定申告

○県民税 1000円↓1500円

【確定申告が必要な人】

◆事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

◆給与収入額が2000万円

を超える人、または給与を2か所以上から受けている人

◆給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

◆公的年金の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下で、それ以外の所得の合計額が20万円を超える人

くらしの情報

◆土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

【還付申告をする人】

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には、2月17日以前でも提出できます。

電子申告をする人は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告することができます。ただし、電子申告には、電子署名や電子証明書が必要になります。また、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などは、プリントアウト(白黒でも可)して、銚子税務署に提出することもできます。記入の済んだ確定申告書は「提出用」と添付書類を確認して、銚子税務署へ郵送してください。なお、申告したことを証する「控え」が必要な人は、次のものを同封してください。後日、銚子税務署から收受印が押された「控え」が返送されます。

①申告書「提出用」 ②申告書「控え」 ③切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)

◆送先：〒288-8666
銚子市栄町2丁目1番地1
銚子税務署

平成25年分所得税から復興特別所得税が加算されます

東日本大震災からの復興の施策に要する費用の財源を確保するための特別措置として、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得税額(原則として全ての所得に対する所得税額)に2・1%を乗じた復興特別所得税額が加算されます。

申告相談時のお願い

申告書は、ご自分で正しく作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いします。相談会場において申告書作成のアドバイスしますので、相談を希望する人は次の書類などを持ってお越しください。なお、混雑時は早めに受け付けを終了する場合がありますので、ご了承ください。

○印鑑 ○平成25年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など)※事業所得や不動産所得などがある人は、売上、仕入、経費などを集計した帳簿など ○医療費を控除する場

合は領収書 ○国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書

消費税の申告(個人事業者)

平成23年分(基準期間)の課税売上高が1000万円を超えた人、または平成24年1月から6月までの6か月間(特定期間)の課税売上高が1000万円を超えた人(ただし、特定期間の給与等支払額の合計額を用いて判定することもできます)は、平成25年分の「課税事業者」となります。また、課税売上高が5000万円以下の人で、平成24年12月31日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を

銚子税務署に提出した人は「簡易課税制度」による、みなし仕入れ率の適用で申告することができます。

なお、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していない人は、「一般課税(本則課税)」での申告となりますので、銚子税務署にご相談ください。

◆国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で、消費税の申告書を作成することができます。

◆消費税の申告と納税は、3月31日(月)までです。

◆消費税の納税も便利な「口座振替」をご利用ください(所得税とは別に申し込みが

必要です)。

銚子税務署による受付・相談会場

銚子商工会館1階大ホール(銚子市三軒町19番地4)
※JR銚子駅より徒歩4分
設置期間：2月10日(月)～3月27日(木)※土日祝日を除く
受付時間：8時30分～16時(提出は17時まで)※相談時間は9時～17時
その他：①所得税などの納税証明書が必要な人は銚子税務署で手続きをしてください。②会場には納税窓口がありません。振替納税をご利用いただくか、最寄りの金融機関で納付してください。

原付バイクや軽自動車などの廃車・名義変更の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。年度途中で廃車などの手続きをしても年税額がかかります。廃車などの手続きが必要な人は、3月31日(月)までに届け出をしてください。

なお、盗難に遭った場合、警察へ盗難届を出した時点で自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えた上で廃車の届け出をしてください。

【廃車・名義変更・住所変更などの届け出先】

- ◆125cc以下のバイク、小型特殊自動車
税務課市民税班 ☎73-0087
- ◆125cc超のバイク
関東運輸局千葉運輸支局 ☎050-5540-2022
- ◆三輪または四輪の軽自動車
軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163
☎税務課市民税班 ☎73-0087

建物を取り壊したときには

固定資産税の課税基準日は毎年1月1日です。平成25年12月31日までに課税の対象となっている建物を取り壊した人で滅失登記をしていない人は、税務課へ届け出をしてください。※届け出がないままですと、課税の対象になってしまう場合がありますので、必ず届け出をしてください。

☎税務課資産税班 ☎73-0087